

平成25年6月14日  
県庁舎建設課

長崎県庁舎建設に係るワークプレイス設計業務プロポーザルの  
最優秀提案者の特定等について

このことについて、6月12日のプロポーザル審査委員会において、下記のとおり最優秀提案者が特定され、併せて次点が選出されましたのでお知らせします。

今後、設計業務の契約締結に係る手続きを行い、6月中に契約を締結する予定です。

なお、本プロポーザルの審査に関する議事録については、後日県のホームページで公表する予定です。

記

1. 最優秀提案者及び次点

○最優秀提案者 ジョンソンコントロールズ株式会社

○次点 株式会社イトーキ

2. プロポーザルの審査について

別添1のとおり（審査結果、委員名簿、評価項目・配点）

3. 参考

本業務の概要につきましては、別添2をご参照下さい。

長崎県庁舎建設に係るワークプレイス設計業務  
プロポーザル審査結果

(1) 審査方法

プロポーザル審査委員会において事前に定めた審査基準により、最優秀提案者を特定し、併せて次点を選出。

- ・プロポーザル審査委員会名簿(別添1-1)
- ・審査基準の評価項目、配点(別添1-2)

(2) 経過等

①プロポーザル公告(参加者募集):平成25年4月30日

②参加表明書の提出期限:平成25年5月13日

・参加表明書提出者数:3者

③提案書提出要請:平成25年5月22日

・提案書の提出要請者数:3者

④提案書の提出期限:平成25年6月3日

提案書提出者数:3者

1. ジョンソンコントロールズ株式会社
2. 株式会社岡村製作所長崎営業所
3. 株式会社イトーキ

⑤最優秀提案者の特定:平成25年6月12日

最優秀提案者 : ジョンソンコントロールズ株式会社

次 点 : 株式会社イトーキ

(3) 審査委員会の状況

①第1回委員会 平成25年4月16日

審査基準等の決定

②第2回委員会 平成25年5月21日

提出された参加表明書を審査し、技術提案書の提出者を選定。

③第3回委員会 平成25年6月12日

提出された提案書を審査し、併せて公開によるヒアリングを実施し、最優秀提案者を特定し、併せて次点を選出。

(4) 審査結果

参加表明書の受付順に A者、B者、C者と表示	A者	B者	C者
一次審査 (満点30点)	25.7	15.6	23.3
二次審査 (満点70点)	58.7	35.1	44.4
合計 (満点100点)	84.4	50.7	67.7
順位	1	3	2
審査結果	最優秀提案者		次点

長崎県庁舎建設に係るワークプレイス設計業務  
プロポーザル審査委員会名簿

氏 名	職 名
仲 隆介	京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科教授
山口 純哉	長崎大学経済学部准教授
平松 幹朗	長崎県総務部参事監（県庁舎担当）
廣田 義美	長崎県総務部新行政推進室長
福田 修二	長崎県総務部管財課長

(順不同・敬称略)

## 長崎県庁舎建設に係るワークプレイス設計業務プロポーザル

審査基準の評価項目、配点

評価項目		評価事項	評価のウェイト	
実績に関するもの	会社の実績	業務実績	業務実績の件数について評価する	5
		受賞歴	受賞歴の件数について評価する	5
		業務実績内容	次の点について総合的に評価 ・業務により達成した効果 ・本業務への活かし方の妥当性 ・業務の類似性	10
	管理技術者の実績	資格	業務に関連する管理技術者の資格数について評価する	5
業務実績		業務実績（同種・類似）の件数について評価する	5	
業務の実施方針及び手法等に関するもの	業務の実施方針	オフィス環境プログラミングを踏まえたワークプレイス設計を行うに当たっての基本的な考え方	本業務を実施する方針として最適な内容となっているかを評価する	10 （決戦投票有の場合） 20
		ワークプレイス設計に必要な詳細調査や分析を行う際の着眼点やその手法		10
		ワークプレイス設計を確立するまでの関連業務との調整や庁内合意形成についての考え方		10
		ワークプレイスにおける働き方の提案や運用に関する考え方		10
	業務の実施体制	本業務を確実に実施できる体制となっているかを評価する	10	
	業務の実施フロー	本業務を確実に実施できるフローとなっているかを評価する	10	
	参考見積	参考見積の額を評価する	10	
合計			100 （決選投票有の場合） 110	

評価点の合計において、上位の点数差が僅差（10点未満）の場合は、決選投票により最優秀及び次点を決定する。

## 長崎県庁舎建設に係るワークプレイス設計業務の概要

### 【業務目的】

新県庁舎において、職員が効率的に業務を行い、県民等とのコミュニケーションを向上することで、新たな施策を創り出すことができるとともに、県民と行政との協働や、県民の県政への参画が容易にできるワークプレイスの設計を行うことを目的とします。

### 【設計対象となる業務範囲】

行政棟及び議会棟

＜行政棟のうち、展示施設及び交流施設等設計の業務範囲を除く全てのスペース＞

- ・ 執務スペース〔執務室、ミーティングスペース等〕
- ・ 来庁者対応スペース
- ・ 書庫、倉庫スペース など

＜議会棟 約6,500㎡のうち議会事務局分＞

- ・ 執務スペース〔執務室、ミーティングスペース等〕
- ・ 書庫、倉庫スペース など

### 【主な業務内容】

- ・ 各機能の要件整理及び室内レイアウトの設計